特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関す る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和6年9月20日

T 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務					
②事務の概要	(1)生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二十九年社発第三百八十二号生省社会局長通知)により、生活に困窮する外国人からの相談・申請を受け、その困窮の程度にじて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 (2)特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。・生活保護の決定及び実施・生活保護の申請の受理・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理					
③システムの名称	生活保護システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
生活保護情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第2項 (2)米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第3条第1項					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第11号 ・米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 ・米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部社会福祉課					
②所属長の役職名	社会福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正▪利用停止請求					
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 健康福祉部社会福祉課 生活福祉担当 電話番号0238-22-5111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			6年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢>1) 基礎項目評価書2) 基礎項目評価書及び3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項[目評価書において、リス [・]	ク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・唇	外						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更簡所

変更箇所			+ -	Am alone Ma	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.5. ②所属長の役職名	社会福祉課長 佐藤 徹	社会福祉課長	事後 ————————————————————————————————————	
	Ⅳ リスク対策	etable to the	様式変更による記載	事後 ————————————————————————————————————	
	I.4.①実施の有無	実施しない	実施する	事後 ————————————————————————————————————	
	Ⅱ.1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和5年10月3日時点	事後 	
	Ⅱ.2 取扱者数Ⅳ.6 情報提供ネットワーク	平成31年4月1日時点	令和5年10月3日時点	事後 ————————————————————————————————————	
令和5年10月3日	IV. 6 目的外の入手が行わ	[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供) 	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後 ————————————————————————————————————	
令和5年10月3日	れるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和5年10月3日	不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和6年9月20日	②事務の概要	(1)生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二十九年社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)により、生活に困窮する外国人からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 (2)特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ・生活保護の決定及び実施・生活保護の申請の受理・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収・就労自立給付金の申請の受理	(1)生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二十九年社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)により、生活に困窮する外国人からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 (2)特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ・生活保護の決定及び実施・生活保護の申請の受理・生活保護の申請に係る事実についての審査・職権による生活保護の開始若しくは変更・生活保護の停止若しくは廃止・保護に要する費用の返還・徴収金の徴収・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の申請の受理	事後	
令和6年9月20日	I . 3. 法令上の根拠	別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第3条第1項 (3)米沢市行政手続における特定の個人を識	(2)米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第3条第1項	事後	
令和6年9月20日	I . 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・第19条第11号 (2)米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例・第3条第2号 (3)米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則・第8条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第11号 ・米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項(情報照会の根拠)・番号法第19条第9号・米沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	事後	
令和6年9月20日	Ⅱ.1 いつ時点の計数か	令和6年3月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月20日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和6年3月1日	令和6年4月1日	事後	